|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現 場 説 明 書  静岡県立総合病院 | | |
| 説明日時・会場 | 現場説明会は行いません。 | |
| 工事名 | 令和７年度　静岡県立総合病院　６Ａ病棟改修建築・改修電気設備工事（結核モデル病床） | |
| 工事場所 | 静岡市葵区北安東 地内 | |
| 工期 | 令和８年７月16日（木）限り | |
| 関連工事 | 令和６年度　静岡県立総合病院　劣化改修建築工事  令和６年度　静岡県立総合病院　劣化改修機械設備工事  令和６年度　静岡県立総合病院　電気設備改修工事  令和７年度　静岡県立総合病院　６Ａ病棟改修機械設備工事（結核モデル病床）  令和７年度　静岡県立総合病院　６Ａ病棟改修工事監理業務委託（結核モデル病床） | |
| 工事概要等 | 工事概要 | 本館６階６Ａ病棟の既存病床を結核モデル病床へ改修する。  上記に係る建築工事及び電気設備工事一式 |
| 構造規模等 | 本　　館：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造　地上７階・地下１階建  延面積 38,512.95㎡　(改修面積　約 360 ㎡) |
| 現場作業の  着手 | 契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を監督員に提出後、承諾を得たのち着手すること。 | |
| 契約前の  提出書類 | 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」の対象となる場合は、入札後、契約書作成までの間に契約担当者に提出すること。 | |
| 契約 | 契約書の締結は落札決定日から７日以内とする。なお、契約に必要な契約書２部  （発注者用及び受注者用）については、受注者の負担とする。 | |
| 契約後の  提出書類 | 受注者は、契約締結後所定の期日以内に次の書類を作成し、監督員を通じてそれぞれに提出すること。  １　工程表　　　　　　　（２部 10日以内）  ２　主任技術者等届出書　（２部 10日以内）  ３　請負代金内訳書　　　（２部 10日以内）  ４　工事カルテ受領書(CORINS)の写し（１部 10日以内）  ５ 建設業退職金共済制度等の掛金納入書（１部30日以内）  建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用「掛金納入書」  ６ 火災保険その他損害保険加入届出書（１部加入後直ちに）  工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に付し、その証券を遅滞なく提示すること。（保険期間は工期＋14日程度） | |
| 現場着手  について | 契約日から現場着手までの間は、打合せ、施工図の作成、材料発注等の期間とする。  　また、契約日から現場着手までの期間は技術者を本工事に専任で配置する必要はないが、発注者が指定する期日までには専任するものとする。 | |
| 下請関係 | 本工事は、静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱（以下「要綱」という。）を準用するものとし、受注者はその内容を遵守すること。  施工体制台帳は、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図よりなるものとし、次のとおり整備及び提出すること。  １　施工体制台帳（様式は要綱第２号に示すもの、又はこれに準拠するもの）  受注者が、その建設工事の一部を他の建設業者に請負わせて施工する場合に作成すること。  ２　再下請通知書(様式は要綱第３号に示すもの、又はこれに準拠するもの)  下請契約における受注者が、その請負った建設工事の一部を更に他の建設業者に請負わせて施工させる場合に作成すること。  下請契約が数次にわたる場合は、順次上位の請負人を経由して受注者へ提出させること。  ３　施工体系図（様式は要綱第４号に示すもの、又はこれに準拠するもの）  受注者が下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。  ４　提出の方法  二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。 | |
| 工事工程  月報 | 全景を含めた施工状況写真を添付し、月末における工事の進捗状況を翌月の10日までに監督員に１部提出すること。 | |
| 支払関係 | １　前払金  地方独立行政法人静岡県立病院機構建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）及び特に定めた契約条件（以下、「条件」という。）による。  ２　部分払  　約款及び条件による。  ３　完成払  約款及び条件による。  ４　支払の時期  約款及び条件による。  ５　年度ごとの支払限度額  　令和７年度の支払限度額は、**23,800千円**とする。 | |
| 変更契約 | １　変更契約は、その必要が生じた都度、書面をもって協議し、締結する。  また、軽微な変更事項は、工事完了までに、まとめて変更契約を行うこととする。  ２　受注者は、設計変更事項について、その都度、変更内容を整理すること。  ３　提出書類  変更契約に必要な変更契約書２部（発注者・受注者）については、受注者の負担とする。 | |
| 完成時の  提出書類 | ・完成届（２部）  ・完成写真（支払用　サービス版１部） | |
| 引渡し時の  提出書類等 | 原則として次によるが、提出書類、部数等の詳細は特記仕様書及び発注者との協議による。  ・引渡書  ・工事関係書類（１式）  ・工事写真帳  ・完成写真  ・施工図（Ａ３サイズ図面、二つ折製本とする。）  ・保証書及び同写し（１部）  ・各種検査合格証（１部）  ・各種試験成績表（１部）  ・その他説明書（２部）  ・予備品（１式）  ・連絡表等、その他保守・使用に関して必要なもの  ・ＤＶＤ－Ｒ（上記データを保存したもの） | |
| 契約不適合  責任期間 | ・設備機器本体等※　　　引き渡し後１年間  ・その他の工事目的物　 引き渡し後２年間  ※　設備機器本体等とは、電気、機械設備、昇降機工事等で設置された機器・材料をいう。  ※　その他の工事目的物とは、電気、機械設備、昇降機工事等以外の営繕工事で設置された建築物・工作物をいう。  ※　建築工事に包含される電気、機械設備、昇降機工事等の契約不適合責任期間は、引き渡し後1 年間とする。 | |
| 材料及び製  造所等の報  告を求めるもの | ・監督員が指示するもの | |
| 特に注意す  る安全対策 | ・診療業務を継続しながらの工事施工となるため、監督員及び委託監督員（以下「監督員等」という。）と十分に協議を行い、施工計画を立てること。  ・工事車両の出入り（経路を含む。）については、施設利用者や一般交通、歩行者等の支障  とならないよう配慮し、安全対策に万全を期すこと。また、敷地内通路や周辺道路等を汚損  することがないようにすること。  ・病院敷地周辺道路を工事車両が通行する場合は、法定制限速度30km/h以下を遵守するこ  と。また、重量車両については、これに関わらず20km/h以下で運転し、周辺住宅への振動防  止に努めること。  ・建物内外を問わず、交通誘導警備員を適切に配置し、病院職員及び患者の安全対策を徹底すること。  ・関連工事等の受注者との調整を密に行い、工事及び品質に支障が生じないようにすること。  ・工事による振動、騒音、粉塵、臭気等の発生抑制に努めること。  また、工事において医療業務に支障のある振動、騒音、粉塵、臭気等を発生させる工程が  ある場合は、監督員等と事前協議を行い、施工の２週間前までに当該工事説明資料を添付し、「騒音・振動等作業申請書」を発注者に２部提出すること。  ・作業時間は原則として、午前８時30分から午後５時までとし、厳守すること。  なお、工事内容、工程等の理由から困難な場合は、発注者と協議し了解を得ること。  ・本工事において発生する産業廃棄物については、分別収集、リサイクル、再利用、再使用、  工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化等による廃棄物減量化に配慮すること。  ・各種法令を遵守すること。  ・資材等の保管には、十分注意すること。  ・作業員の喫煙は、現場事務所内の喫煙室にて行うものとし、病院敷地内及び病院周辺道路での喫煙は不可とする。  ・現場の内外を問わず、工事関係者によるタバコの吸殻、空き缶等の投げ捨てや放置は厳に  慎むこと。  ・本工事とは無関係であっても、清掃等により現場周辺の美化に努めること。  ・改修等工事の着手に当たり、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき関係機関に報告が必要である。  今回の工事において解体・撤去となる各種ボード等については、石綿含有調査（定性分析）調査を実施し、上記報告に反映するほか、関係法令に則り適切な処理を行うこと。  ・工事資材の搬入等に伴い、建物内を通過する場合は診療時間外とし、施設を汚損することの無いよう十分に養生すること。  ・照明撤去や天井の解体及び復旧の施工について、関連工事と十分協議し、作業箇所の調整及び施工区分の確認をした上で監督員の承諾を得てから作業を行うこと。  ・照明設備の撤去に伴い発生する廃棄物について、蛍光灯安定器等の再利用可能なものは、監督員の指示に従って取り外し、別途指定する場所へ保管すること。  ・工事に伴い停電が必要となる場合は、事前に監督員と十分協議して病院運営に与える影響を最小限となるよう検討し、病院の承諾を得てから施工すること。 | |
| その他の  事項 | １　監督員等事務所　　不要  ２　受注者の現場事務所は、病院敷地南側に隣接する敷地を想定している。  　※「関連工事」欄記載の各工事の受注者らと協議すること。  ３　受注者及び作業者の通勤用駐車場は、病院敷地外に別途確保すること。  ４　工事期間中の工事に係る電気料金及び水道料金は、受注者の負担とする。  ５　官公庁申請資料等については、適切に作成するほか、提出に先立ち、監督員等の確認を受けること。  ６　工事の時期及び方法等について、総合調整が必要な場合には、関係者と協力して適切に行うこと。  ７　円滑な工事を遂行するため、受注者は上記のほか発注者からの軽微な要望等について協力すること。  ８　契約締結後、受注者は発注図（Ａ３サイズ図面、二つ折り製本）を監督員分作成し、提出すること。 | |